

各務原市下水道使用料の減免に関する要綱

(平成29年11月1日決裁)

水道水以外の漏水に係る排除量認定及び使用料減免要綱(平成12年6月23日決裁)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 各務原市下水道条例(平成2年条例第23号。以下「条例」という。)第26条の規定に基づく公共下水道の使用料(以下「使用料」という。)の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(減免の対象)

第3条 使用料の減免の対象となる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 各務原市水道事業使用水量の認定及び漏水軽減取扱要綱(平成29年11月1日決裁。以下「軽減取扱要綱」という。)第4条の規定により水道料金が軽減される場合

(2) 条例第19条第1項第2号の規定により排除量の認定をした場合で、次のいずれかに該当するとき

ア 計量器からの漏水

イ 視認できない揚水設備からの漏水

ウ その他漏水が視認できないため市長がやむを得ないと認めた漏水

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免しないものとする。

(1) 条例第19条第1項第2号の市長が認める計量器以外の計量器からの漏水

(2) 揚水設備及び計量器の不適切な管理又は使用により発生した漏水

(3) 温水器、ボイラー等の配管又はバルブからの漏水

(4) 受水槽のボールタップ等の不良による漏水

(5) その他市長が減免することが適当でないと認めたもの

(排除量の認定基準)

第4条 使用料を減免する場合の排除量の認定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 前条第1項第1号の場合 軽減取扱要綱第5条の規定により認定された使用水量を当該排除量とする。

(2) 前条第1項第2号の場合 次に定めるところにより排除実態に即して算定した水量を当該排除量とする。

ア 前年同期における排除量

イ アの規定により難しい場合にあっては、前期における排除量

ウ ア又はイの規定により難しい場合にあっては、漏水工事完了後の1日当たりの排除量から計算した排除量

(推定漏水水量の算定)

第5条 推定漏水水量は、前条の規定により認定する前の排除量から同条の規定により認定した排除量を控除した水量（当該水量が零を下回る場合は、零）とする。

(減免される使用料)

第6条 市長は、前条の規定により算定した推定漏水水量に係る使用料の全額を減免することができる。

2 第3条第1項第1号に該当する場合の使用料の減免の対象となる期間は、軽減取扱要綱の規定により水道料金が軽減された検針期間とする。

3 第3条第1項第2号に該当する場合の使用料の減免の対象となる期間は、漏水工事が完了した日の属する検針期間以前の検針期間で、推定漏水水量が最も多い検針期間とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、使用料の減免に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の各務原市下水道使用料の減免に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の使用料の減免の申請に係るものから適用し、同日前の使用料の減免の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和2年9月16日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の各務原市下水道使用料の減免に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の使用料の減免の申請に係るものから適用し、同日前の使用料の減免の申請に係るものについては、なお従前の例による。